

1. 議事日程

〔令和6年第4回安芸高田市議会12月定例会第14日目〕

令和6年12月24日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第71号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第74号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第4 議案第75号 和解について
日程第5 議案第77号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第90号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）
日程第7 発議第6号 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書について
日程第8 発議第7号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について
日程第9 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊高 慎 二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数 博	8番	新田 和 明
9番	山根 温 子	10番	児玉 史 則
11番	大下 正 幸	12番	熊高 昌 三
13番	宍戸 邦 夫	14番	金行 哲 昭
15番	秋田 雅 朝	16番	石飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

13番	宍戸 邦 夫	14番	金行 哲 昭
-----	--------	-----	--------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	藤本 悦 志	副 市 長	杉安 明 彦
危機管理監	神田 正 広	総務部長	新谷 洋 子
企画部長	高下 正 晴	市民部長	内藤 道 也

福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志	産業部長	森岡雅昭
建設部長	河野恵	消防長	吉川真治
教育次長	柳川知昭	教育参事	和田治子
総務課長	佐々木満朗	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	黒田貢一		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤誠	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主事	實村峻



午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。
本日の会議の運営につきまして、12月17日及び本日、議会運営委員会を開き、次のとおり本日の日程を追加いたしましたので、報告をいたします。
追加案件となる議案第90号並びに発議6号、第7号の3件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において13番 宍戸議員及び14番 金行議員を指名いたします。



日程第2 議案第71号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第74号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○石 飛 議 長 日程第2、議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件及び日程第3、議案第74号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年12月11日付で本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告をいたします。

付託のあった議案につきまして、12月20日に総務文教常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法の改正により設置することが努力義務とされた「こども家庭セ

ンター」を令和7年4月より福祉保健部内に設置することに伴い、組織及び分掌事務の見直しを行うものでございます。

センターは健康長寿課から改称する「健康・こども未来課」が運営を担い、子育て支援課から改称する「児童保育課」と連携し、効率的・効果的な運営を行うとの説明がありました。また、改称により、担当窓口を市民に分かりやすくするとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「説明資料の組織図を見ると、名称が変わるだけに思えるが、事務分掌は移動しないのか」との質疑があり、執行部より「このたびの条例改正は、課名の変更となる。事務については、規則で整理をしていく。子育て支援課の所掌する機能と健康長寿課が所掌する機能、この二つを一体的に合わせて、こども家庭センターを設置することとなり、新しくできるセンターに移動することになる」との答弁がありました。

また、委員より「健康長寿の長寿という言葉を連想すると高齢者をイメージするが、健康・こども未来課は生まれてから亡くなるまでという長期のスパンがあり、そこがうまく高齢者に伝わるのか。丁寧に伝えるべきと思うが、今後の取組について考えを伺う」との質疑があり、執行部より「具体的に保育園の関係はこちら、母子・医療についてはこちらとイメージしやすいよう補記し、広報、ホームページで周知したいと考えている」との答弁がありました。

また、委員より「人員配置の見込みとしては増えるのか、現状維持か」との質疑があり、執行部より「現時点では現状維持と考えている」との答弁がありました。

次に、議案第74号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条第6項の規定により、議会の議決を求めるものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「指定期間が1年のものについて、この1年間様子を見て、よかったら以前どおりの指定管理をするという説明だったが、1年のものがまた1年になったのはどういう理由か」との質疑があり、執行部より「3施設あり、ふれあいセンター甲田は、現在指定管理を受けている社会福祉協議会が、もう1年経営状況を見て管理を行いたいという話があったため、1年延長している。向原農村交流館やすらぎは、公共施設の総合管理計画の中で令和8年で譲渡対象の施設となっているため、1年の指定管理となっている。安芸高田市温水プールは、昨年度から指定管理者と教育委員会にて、コロナ禍により減少した利用者をどう戻していくか、老朽化等による施設の維持管理方法などの検討を重ねてきた。引き続き、中長期的な施設運営を検討するため、1年間での指定管理としている」との答弁がありました。

また、委員より「指定管理が1年から3年に延びた施設について、その理由を伺う」との質疑があり、執行部より「それぞれ個別に説明すると

あり、主なものとして、道の駅三矢の里あきたかた、土師ダム周辺環境整備施設、神楽門前湯治村、北の関宿安芸高田、たかみや湯の森、エコミュージアム川根、八千代地域振興施設フォルテの7施設については、厳しい財政状況の中で、運営面で固定化・マンネリ化しないように、昨年度、今年度の2年間、指定管理期間を単年度としてきた。この間、経営改善を行っていただいております、一定の効果が出ている。今後も中長期的な計画の下、安定した経営を継続するため、来年度から指定期間を3年として管理運営を行う方針で調整をしている」との答弁がありました。

また、委員より「この指定管理料もシーリングの対象となると思うが、金額の提示がないため、指定管理者の指定を審査するのが非常に難しい。どうお考えか」との質疑があり、執行部より「以前はこの指定管理の議案についても2月に予算と一緒に提案をしていたが、例えば2月の最終日に議決となれば、そこからでは契約等の事務に支障が出る場合があるという課題があり、12月に指定管理の議案を通して、そこから準備をするという形に改めた。金額面については新年度予算でしか出せないため、審査が難しいというのはあると思う。この課題については今後検討していく」との答弁がありました。

また、委員より「吉田保育所について、今まで5年の指定管理だったのが2年になっているが説明を求める」との質疑があり、執行部より「現在、吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園の総合整備事業を計画しており、この事業の進捗状況によって2027年度以降の指定管理期間を定めたいということで、みつや保育所と合わせるため2年とした」との答弁がありました。

以上の2議案について、慎重に審査し採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告いたします。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより、本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件及び議案第74号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第75号 和解について

日程第5 議案第77号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第4、議案第75号「和解について」の件及び日程第5、議案第77号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年12月11日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について、報告します。

付託のあった議案について、12月19日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第75号「和解について」は、原告が改正原戸籍の交付請求を行った際の市職員の行為について、市に職務上の注意義務違反及び行政指導違反があるとして、損害賠償及び訴訟費用を求める訴えが提起され、このたび、裁判所から本市と原告双方に対し和解の勧めがあり、和解条項の内容が市にとって有益な内容であることから、和解を成立させるため、議会の議決を求めるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「和解事項に訴訟費用は各自の負担とする」とあるが、市の負担金額は」との質疑があり、執行部より「現在係争中であり、費用は確定していない」との答弁がありました。

また、委員より「事件の原因がミスであった場合、再発防止の考えは」との質疑があり、執行部より「元来より戸籍法や法務局の各種通知など、ルールに基づいて適切に事務執行している。今後も同様に適切な事務処理に努める」との答弁がありました。

次に、議案第77号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、土師ダムサイクリングターミナルでの貸出し自転車利用料金について、電動アシスト自転車の利用料金の追加及び普通自転車、その他自転車の貸出時間の単位と料金を利用実態に即して改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「指定管理者が設定している利用料金が改正前の料金に達していないが、なぜ今回改正されるのか」との質疑があり、執行部より「今後利用料金が高くなることを想定し、上限を上げた」との答弁がありました。

さらに、委員より「利用時間を全て4時間に変更した理由を伺う」との質疑があり、執行部より「現状の利用実態に即して整理した」との答

弁がありました。

さらに、委員より「料金改正について近隣施設を参考にしたとあるが、どこを参考にしたのか伺う」との質疑があり、執行部より「道の駅世羅や大朝、しまなみ海道の因島などの施設と比較検討した」との答弁がありました。

さらに、委員より「利用料金について指定管理者と相談したのか」との質疑があり、執行部より「利用料金は指定管理者が設定するが、上限は市で調整した」との答弁がありました。

以上、2議案について、慎重に審査し採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

熊高昌三議員。

○熊高(昌)議員 議案第77号の土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正するという内容で、2点ほど確認をしたいと思います。

電動アシスト自転車が今回新たに貸出し要綱に設定されましたが、これまでにもあったように認識をするんですが、この扱いはこれまでどのようになっていたのかということがまず1点。

それから、審議の中で自転車の買替え等があるというふうに説明がありましたけども、その買替え費用というのは指定管理費の中に含まれるのか、あるいは市のほうで特定して支援をするのか、この2点について確認をしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南澤産業厚生常任委員長 まず1点目、電動アシスト自転車のこれまでですが、これまでおっしゃるとおり、改正前は条例内では定めがありませんでした。これを新たに今回利用実態に即して追加するものという答弁をいただいております。

また、買替えについてですが、できれば民間のほうで更新もお願いできればというふうに考えているところだが、全部民間のほうでお願いするのも厳しい。今後検討していくという答弁でした。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

ほかに。

熊高昌三議員。

○熊高(昌)議員 アシスト自転車について、これまでの状況というのが条例になかったものをどのように扱っておったかということの質問でしたが、改めてお答えいただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

- 南澤産業厚生常任委員長 委員会の質疑の中ではそのことについての質疑がなく、答弁もございませんでした。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 石 飛 議 長 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終了いたします。  
これより本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより議案第75号「和解について」の件及び議案第77号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。  
本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第90号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）

- 石 飛 議 長 日程第6、議案第90号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本案は、物価高騰対策に係る支援給付金に伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。
御審議のほど、よろしく願いいたします。
- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、要点の説明をします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,457万9,000円を追加し、予算の総額を205億4,081万1,000円とするものです。
説明資料を御覧ください。
これは、国の地方創生臨時交付金の追加交付に伴い、低所得世帯を対象に、物価高騰による負担を軽減するため、給付金を給付する事業です。
対象世帯は、国が示した住民税非課税世帯と、市独自事業として住民税均等割のみ課税世帯を対象としています。支給金額は1世帯当たり3万

円、子ども1人当たり2万円を給付するものです。対象世帯は5,100世帯を見込み、子どもの対象人数を300人と見込んでいます。支給開始は2月下旬を予定しています。

補正予算書のほうに戻ってください。10ページ、11ページです。
まず、歳入です。

15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額です。

続いて13ページをお開きください。

歳出です。

価格高騰重点支援給付事業費は、冒頭説明した住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯への給付に要する費用として、会計年度任用職員報酬やシステム改修業務委託料、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金などを計上するものです。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
金行議員。

○金 行 議 員 今年度5月31日に給付されたガス・食料品等々の高騰重点支援給付事業で追加給付となつとるんですが、その追加給付として理解してもよろしいでしょうか。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 ただいまの質疑にお答えします。
このたびの給付金は、これまで給付された方についても追加して給付するものでございます。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、議案第90号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第

12号) 」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第6号 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書について

○石 飛 議 長 日程第7、発議第6号「核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書について」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、益田議員。

○益 田 議 員 発議第6号「核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなどの威嚇を行い、人類はかつてないほどの核の脅威にさらされています。唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができます。そのため、政府に対して、「核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」を提出するものであります。

御審議のほどお願いいたします。

○石 飛 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第6号「核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 発議第7号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について

○石 飛 議 長 日程第8、発議第7号「持続可能な学校の実現をめざす意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根産業厚生常任委員長

発議第7号「持続可能な学校の実現をめざす意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務文教常任委員会において、陳情の審査案件について、12月20日に委員会を開き審査した結果、採択をいたしました。

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、取り分け長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」などとしております。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要であります。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

学校の働き方改革推進のため、1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。(1)部活動の地域移行をさらに進めること。(2)「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減などを行うこと。

2、教職員定数改善を実施すること。

3、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

4、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。

5、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上を実施することを求める意見書を政府に対して提出するものです。

何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○石 飛 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第7号「持続可能な学校の実現をめざす意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 閉会中の継続調査の件について

○石 飛 議 長 日程第9「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長、予算決算常任委員長及び総務文教常任委員長から、  
所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに  
決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員